

愛知地方最低賃金審議会
第3回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

日 時 令和4年10月4日(火)
午後1時30分～
場 所 名古屋合同庁舎第2号館3階
共用中会議室

会 議 次 第

1 開 会

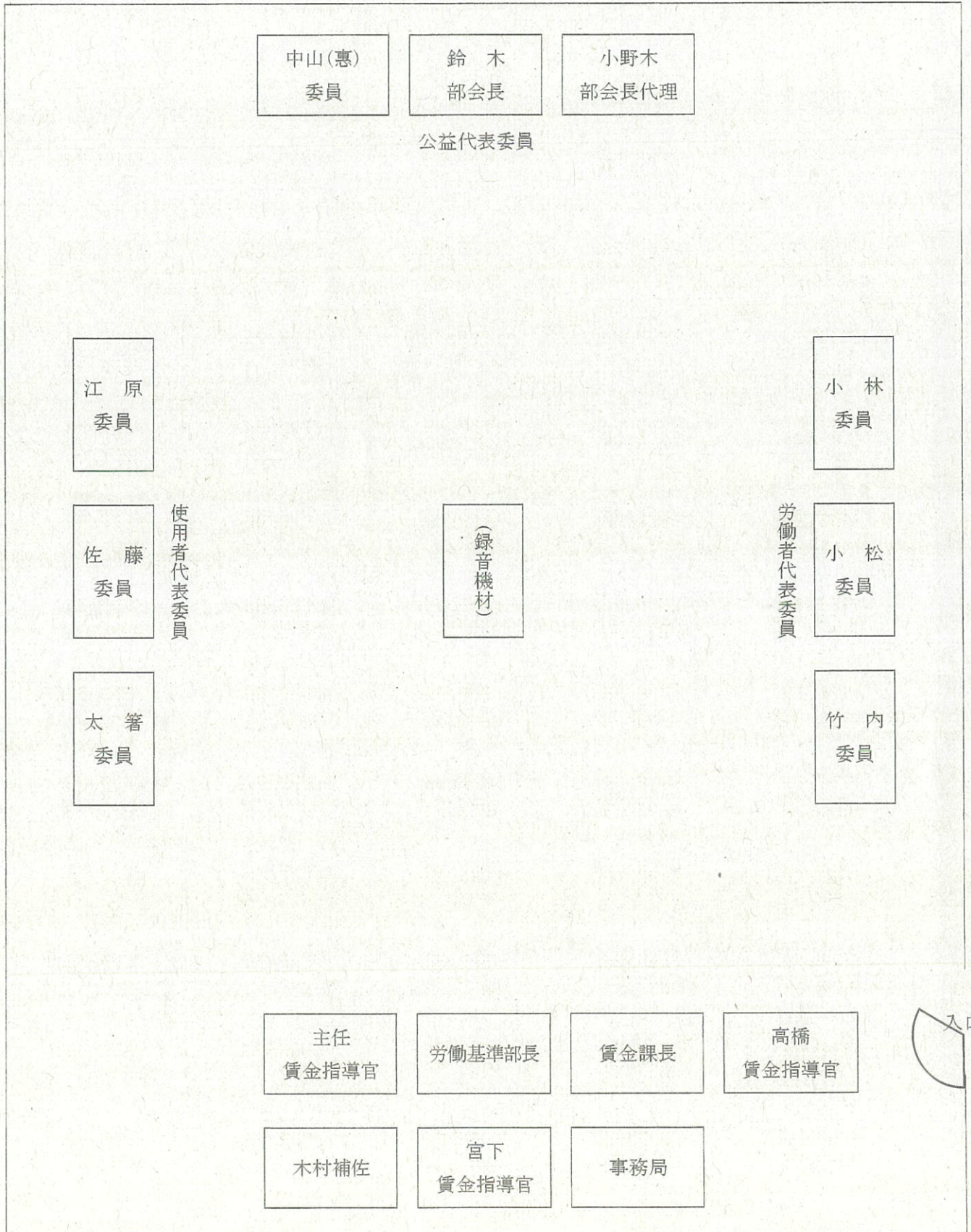
2 議 題

- (1) 令和4年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について
- (2) その他

3 閉 会

愛知地方最低賃金審議会
第3回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会配席図

令和4年10月4日(火) 午後1時30分～
名古屋合同庁舎第2号館3階 共用中会議室



資 料 目 次

- 資料No. 1 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金引き上げに伴う影響
(令和4年最低賃金に関する基礎調査結果より作成)
- 資料No. 2 最低賃金引上状況等の推移(愛知) 令和4年度版

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金
引き上げに伴う影響

時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	影響率 (%)	影響労働者数	対地賃比 (%) (986円)
976	-	-	(未満率 9.3) 10.6	3,736	98.99
977	1	0.10	10.6	3,736	99.09
978	2	0.20	10.7	3,750	99.19
979	3	0.31	10.7	3,776	99.29
980	4	0.41	11.9	4,179	99.39
981	5	0.51	12.0	4,219	99.49
982	6	0.61	12.1	4,273	99.59
983	7	0.72	12.2	4,299	99.70
984	8	0.82	12.4	4,353	99.80
985	9	0.92	12.7	4,474	99.90
986	10	1.02	12.8	4,488	100.00
987	11	1.13	12.8	4,488	100.10
988	12	1.23	13.1	4,609	100.20
989	13	1.33	13.2	4,645	100.30
990	14	1.43	13.4	4,713	100.41
991	15	1.54	13.4	4,727	100.51
992	16	1.64	13.6	4,767	100.61
993	17	1.74	13.6	4,767	100.71
994	18	1.84	13.7	4,821	100.81
995	19	1.95	13.8	4,839	100.91
996	20	2.05	13.8	4,865	101.01
997	21	2.15	13.8	4,865	101.12
998	22	2.25	13.9	4,892	101.22
999	23	2.36	13.9	4,892	101.32
1000	24	2.46	15.9	5,597	101.42
1001	25	2.56	16.0	5,638	101.52
1002	26	2.66	16.2	5,691	101.62
1003	27	2.77	16.2	5,691	101.72
1004	28	2.87	16.3	5,745	101.83
1005	29	2.97	16.4	5,772	101.93
1006	30	3.07	16.4	5,772	102.03
1007	31	3.18	16.4	5,786	102.13
1008	32	3.28	16.4	5,786	102.23
1009	33	3.38	16.6	5,853	102.33
1010	34	3.48	16.9	5,961	102.43
1011	35	3.59	17.2	6,055	102.54

使側

労側

1012	36	3.69	17.2	6,055	102.64
1013	37	3.79	17.2	6,055	102.74
1014	38	3.89	17.3	6,069	102.84
1015	39	4.00	17.3	6,069	102.94
1016	40	4.10	17.3	6,069	103.04
1017	41	4.20	17.3	6,069	103.14
1018	42	4.30	17.3	6,069	103.25
1019	43	4.41	17.3	6,069	103.35
1020	44	4.51	17.5	6,150	103.45
1021	45	4.61	17.6	6,177	103.55
1022	46	4.71	17.7	6,244	103.65
1023	47	4.82	17.7	6,244	103.75
1024	48	4.92	17.7	6,244	103.85
1025	49	5.02	17.8	6,258	103.96
1026	50	5.12	17.9	6,298	104.06

※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。

最低賃金引上状況等の推移（愛知） 令和4年度版

単位：時間額、引上額(円)

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	時間額 (有効日)	引上額 (引上率)	
愛知県最低賃金	780	22 (H2510.26) (2.90)	800	20 (H2610.1) (2.56)	820	20 (H2710.1) (2.50)	845	25 (H2810.1) (3.05)	871	26 (H2910.1) (3.08)	898	27 (H3010.1) (3.10)	926	28 (R110.1) (3.12)	927	1 (R210.1) (0.11)	955	28 (R310.1) (3.02)	986	31 (R410.1) (3.25)	
目安額(円)	19	(2.51)	19	(2.44)	19	(2.38)	25	(3.05)	26	(3.08)	27	(3.10)	28	(3.12)	示されず		28	(3.02)	31	(3.25)	
改正状況調査による 賃金上昇率(%)	1.1		1.5		0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4		1.5		
区分	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	
染色整理業	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	732	(H20.12.16)	
鉄鋼業	885	(113.5)	899	(112.3)	912	(111.2)	926	(108.6)	941	(108.0)	957	(106.6)	975	(105.3)	976	(105.3)	996	(104.3)	968	(103.12.16)	
はん用機械器具 製造	858	(110.0)	870	(108.8)	882	(107.6)	896	(106.0)	911	(104.6)	928	(103.3)	947	(102.3)	948	(102.3)	968	(101.4)	968	(103.12.16)	
精密機械器具 製造	813	(104.2)	827	(103.4)	841	(102.6)	856	(101.3)	875	(100.5)	875	(100.3)	875	(100.3)	875	(100.3)	875	(100.3)	875	(100.3)	
電気機械器具 製造	823	(105.5)	837	(104.6)	852	(103.9)	867	(102.6)	883	(101.4)	901	(100.3)	901	(100.3)	901	(100.3)	901	(100.3)	901	(100.3)	
輸送用機械器具 製造	863	(110.6)	877	(109.6)	890	(108.5)	904	(107.0)	919	(105.5)	936	(104.2)	955	(103.1)	957	(102.2)	976	(102.2)	976	(102.12.16)	
自動車(新車) 小売	846	(108.5)	859	(107.4)	873	(106.5)	888	(105.1)	904	(103.8)	921	(102.6)	941	(101.6)	943	(101.7)	943	(101.6)	943	(101.6)	
各種商品小売業	799	(102.4)	810	(101.3)	823	(100.4)	847	(100.2)	847	(100.2)	847	(100.2)	847	(100.2)	847	(100.2)	847	(100.2)	847	(100.2)	
自動車(新車) 同部品小売業	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	800	(H19.12.16)	
有効日※		(H25.12.16)		(H26.12.16)		(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)			

注) 補掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は有効日)

公 益 案

愛知県輸送用機械器具製造業
最低賃金

現行最低賃金額

時間額

976円

[時間額]

引上額

引上率

21円

2.15%

最低賃金額

997円

(案)

令和4年10月4日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会
愛知県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 鈴木 進也

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 997円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月16日

愛知地方最低賃金審議会
輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

(令和4年9月1日現在)

公益代表委員

氏名	現職等
小野 昌弘	中日新聞社 論説委員
鈴木 進也	弁護士
中 山 恵子	中京大学 経済学部教授

労働者代表委員

氏名	現職等
小林 僚平	全トヨタ労働組合連合会 労働政策局 局長
小松 昌亀	愛知機械工業労働組合 執行委員長 日産労連 愛知地方協議会 議長
竹内 隆織	日本基幹産業労働組合連合会 愛知県本部 事務局長

使用者代表委員

氏名	現職等
江原 功一	刈鋌工業株式会社 取締役会長
佐藤 秀樹	盟和精工株式会社 代表取締役社長
太 箸 俊一	愛知県中小企業団体中央会 事務局長

(敬称略、五十音順)